

3 障害者総合支援法について

現在の福祉サービスの利用は「障害者総合支援法」に基づくものとなっています。基本的なサービス利用までの流れを確認します。

(1) 申請からサービス利用までの流れ

障害福祉サービスを利用するためには、市町村にサービス利用を申請して審査、判定を受ける必要があります。その結果、障害支援区分が決定され受給者証が交付されます。利用者は、サービス提供事業者と契約しサービスの利用が始まります。

相談

市町村の障がい福祉課または相談支援事業者に相談します。

申請

在学中は学校で進路相談、現場実習を通してサービス利用の方向性を決めていきます。

審査・判定

市町村から現在の生活や障がいに関して調査を受けます。その結果や医師の診断結果をもとにどのくらいのサービスが必要か「障害支援区分」が決められます。

認定・通知

障害支援区分や生活環境、申請者の要望をもとに、サービス支給量が決定され「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

事業者と契約

サービス利用をする事業所（事業者）と、利用に関する契約をします。

サービス利用

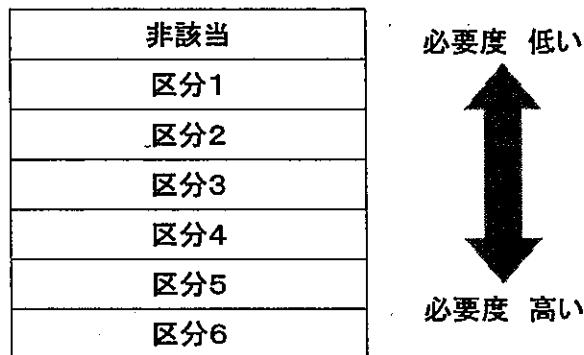
契約が完了した段階でサービス利用が開始されます。利用開始日をきちんと確認してください。

- ◎ この手続きの流れは一般的な流れです。具体的な流れや時期は、「進路実現に向けた学校の取り組み」をご覧ください。

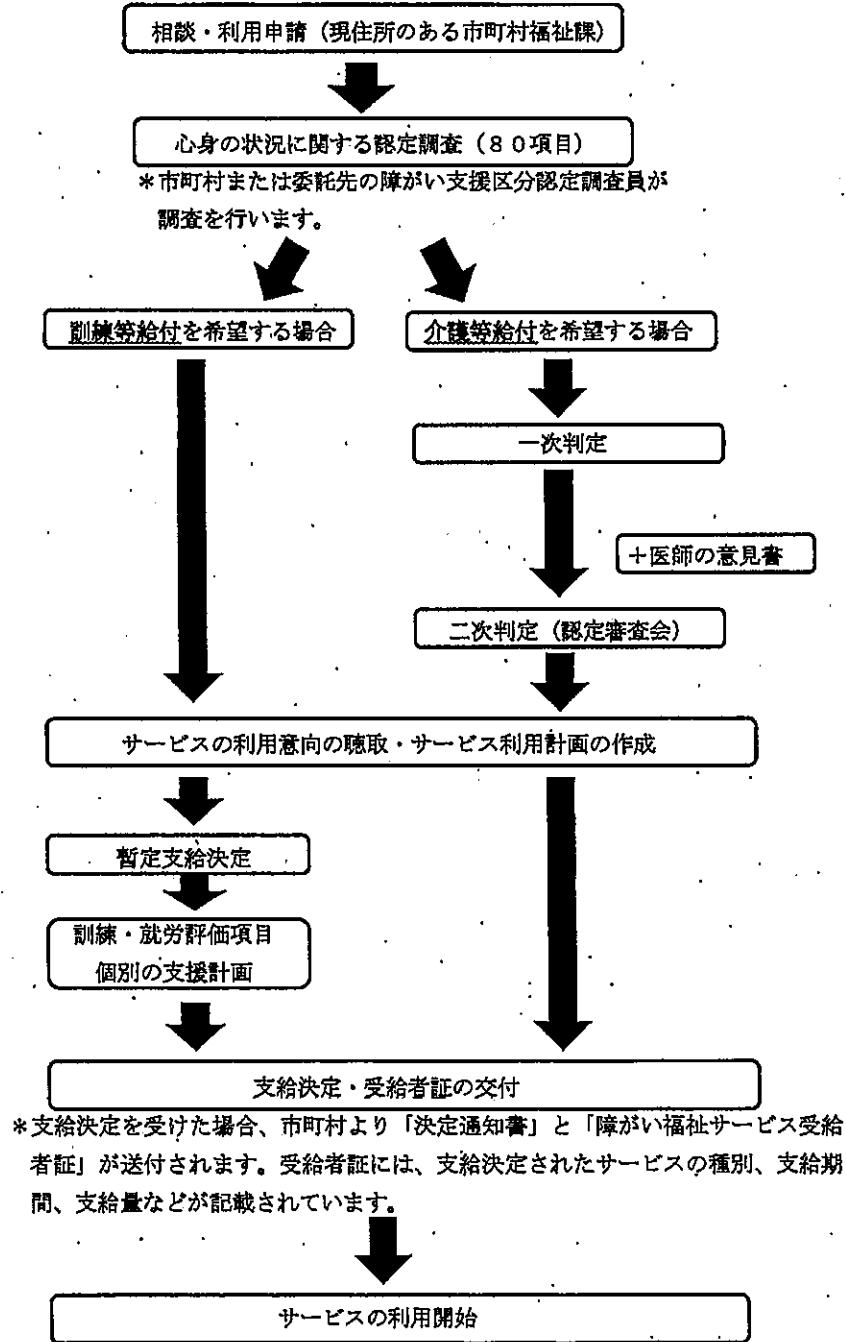
(2) 障害支援区分について

「障害支援区分」とは、支援サービスの必要度を表す6段階の区分のことです。

※支援サービスは介護給付に係わるサービスを対象としたものです。



■ 障がい者総合支援法に基づくサービスの申請から利用までの概略



(3) 障害福祉サービスの種類

障害者総合支援法で使えるサービスは次のようなものがあります。

	サービスの種類	利用区分条件	サービスの内容
介護給付	○居宅介護 (ホームヘルプ)	区分1~	ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。 障がいのある方ができないことを手伝ってくれます。 ●着替えや入浴の手伝い ●食事の用意 ●部屋の掃除や洗濯
	○重度訪問介護	区分4以上	ヘルパーが、重い障がいのある人の家に来て、日常生活や外出の手伝いをしてくれます。
	○行動援護	区分3以上	重い障がいのある人のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出できるよう、支援してくれます。
	○重度障害者等包括支援	区分6以上	重い障がいのある人が、生活するために必要なサービスを組み合わせて使うことができます。 ●重度訪問介護と短期入所 ●生活介護と共同生活介護 など
	○短期入所 (ショートステイ)	区分1~	家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊まることができます。
	○療養介護	(ALS) 区分6以上 (重度心身障害) 区分5以上	重い障がいのある人が入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受けることができます。
	○生活介護	区分3以上	施設で、日中活動の支援を受けることができます。 ●入浴、トイレ、食事の手伝い、作業 など (活動内容は余暇活動や、委託作業、自主製品製作等の作業など事業所によって様々な活動を展開しています。)
	○施設入所支援	区分4以上	日常生活の手伝いを受けながら、施設で暮らすことができます。

※ALS…筋萎縮性硬化症

	サービスの種類	利用区分条件	サービスの内容
訓練等給付	○自立訓練 (機能訓練)	なし	体に障がいのある人が、体をうまく動かすことができるよう、訓練を受けることができます。 (利用できる期間は1年6ヶ月間となります。)
	○自立訓練 (生活訓練)	なし	障がいのある人が、地域での生活に困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。 (利用できる期間は2年間となります。)
	○就労移行支援	なし	企業に就職するための訓練(コミュニケーション、体力作り、面接の練習、実際の職場での実習)を受けることができます。 仕事探しの相談にものってくれます。 (利用できる期間は2年間となります。)
	○就労継続支援A型	なし	雇用契約に基づき、継続的に働くことができます。利用期間の定めはありません。 (利用される方のケース) ・企業に勤めていたが、事情により離職してしまった方 ・在学中企業実習に取り組んだが採用に至らなかった方
	○就労継続支援B型	なし	非雇用の形態で、生産活動や自主製品製作活動等の訓練を受けることができます。利用期間の定めはありません。 施設外活動(企業での仕事や施設清掃等)を行っている事業所もあります。
	○就労定着支援	なし	一般就労に移行した人が、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を受けることができます。(就労7か月目から3年間利用することができます)
	○共同生活援助 (グループホーム)	なし	障がいのある人たちが、アパートや借家等で一緒に暮らします。世話人や生活支援員から日常生活の支援を受けることができます。 ●入浴、トイレ、食事の手伝いなど
	○自立生活援助	なし	一人暮らしに必要な理解力、生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、必要な支援を受けることができます。

○放課後等デイサービス	放課後や長期休業日に障がいのある子どもたちに対して、日常生活に必要な支援を提供してくれます。
-------------	--

市町村では下記のようなサービスも行っています。

	サービスの種類	サービスの内容
地域生活支援事業	○相談支援	困ったことがあるときや、新しくサービスを利用したいときに相談にのってくれ、サービス等利用計画(案)の作成をしてくれます。
	○移動支援	ヘルパーが外出する手伝いをしてくれます。
	○地域活動支援センター	障がいのある人が、日中活動の支援をしてもらいます。 ●生活上の相談 ●スポーツ、レクリエーション ●作業 など
	○福祉ホーム	障がいのある人が1人で住める家です。日常生活の手伝いもしてもらいます。
	○日中一時支援	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び介護者の一時的な休息の場を提供してもらいます。

◎地域生活支援事業の利用については市町村で実施の状況が異なりますので、利用されたい場合は各市町村の福祉課におたずねください。